を用いて、送信するものとする。この場合において、添付書類として次の①ウに掲げる書類を別記３に掲げる送付先にファクシミリにより送信するものとする（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

インターネットの使用による測量・コンサルタント等業務の申請者は、上記２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスし、⑶によりダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑶により入手したパスワードを用いて、送信するものとする。

① 建設工事

ア 営業所一覧表

イ 申請者が経常建設共同企業体である場合においては、建設共同企業体協定書の写し

なお、継続的協業関係を確保する観点から、単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は認めないこととする。

ウ 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式（その３）、別紙第９号書式（その３の２）、又は別紙第９号書式（その３の３）のいずれか

エ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

オ 申請者が経常建設共同企業体又は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に規定する組合である場合においては、共同企業体等調書

カ 企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（該当する場合に限る。）

キ 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書の写し（該当する場合に限る。）

ク 合併、譲受又は分割の事実を証明する書類（該当する場合に限る。）

ケ 業態調書

② 測量・建設コンサルタント等業務

ア 営業所一覧表

イ 技術者経歴書

ウ 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はその写し

エ 登録証明書等の写し

オ 申請者が法人である場合においては、５⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書及び損益計算書に関する書類（株主資本等変動計算書及び注記表）。個人である場合においては、５⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書

カ 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式（その３）、別紙第９号書式（その３の２）又は別紙第９号書式（その３の３）のいずれか

⑸ 申請書等の作成に用いる言語等

① 申請書及び添付書類は、日本語で作成するものとする。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

② 申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

４ 競争に参加することができない者

⑴ 建設工事　次の①から⑥までに掲げる者は、競争に参加することができないものとする。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者

② 予決令第71条第１項に該当すると認められる者

③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤ 建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の競争参加資格の審査の申請にあっては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。）第１第１号の２に規定する審査基準日が平成21年６月30日以後のもの、随時の競争参加資格の審査の申請に当たっては告示第１第１号の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以後のもの。）を受けていない者

⑥ 経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤までに該当する者を含む者

⑵ 測量・建設コンサルタント等業務

① 予決令第70条に該当する者

② 予決令第71条第１項に該当すると認められる者

③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

⑶ 契約の履行に当たり、⑴②に該当する者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

５ 競争参加者の資格審査

⑴ 審査基準日　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日をいう。

⑵ 競争参加資格を得ようとする者の資格審査は、業種区分ごとに総合審査数値の算定をもって行う。

６ 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

７ 競争参加資格の有効期間

資格認定の日から平成25年３月31日までとする。

８ その他

⑴ 特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

⑵ 会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑶ 合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営規模等評価又は経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

① 合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

② 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者